

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(平成27年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

経済土木委員会 会議録

1 日時

平成27年6月16日(火) 開会：午前10時00分 閉会：午前10時21分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第52号 筑西市営住宅条例の一部改正について

4 出席委員

委員長	金澤 良司君	副委員長	小島 信一君			
委員	藤澤 和成君	委員	森 正雄君	委員	石島 勝男君	
委員	外山 壽彦君	委員	堀江 健一君	委員	秋山 恵一君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 大山 知美君

○委員長（金澤良司君） おはようございます。ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

初めに、本日審査いたします議案第52号について土木部建築課より資料が届いておりますので、配付を許可いたしました。

それでは、6月11日に本委員会に付託されました議案について審査願います。

議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしましたとおり条例議案1案を審査願いたいと存じます。

それでは、土木部の所管事項について審査をしていただきたいと存じます。

議案第52号「筑西市営住宅条例の一部改正について」説明を願います。

猪瀬建築課長。

○建築課長（猪瀬弘明君） よろしくお願いいいたします。

先ほど委員長から説明がありました参考資料の確認をさせていただきます。全て6ページからになっております。向かって左側が現行、右側が改正案となっております。これをもって説明いたします。

議案第52号、建築課所管、筑西市営住宅条例の一部改正についてご説明いたします。改正理由でございますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）の法律名を含めた一部改正に伴う引用条文の改正及び関係条文を整理するものでございます。

参考資料をごらんになってください。筑西市営住宅条例新旧対照表3ページ中段をお開きください。まず、筑西市営住宅条例第7条第2項第3号中の現行欄、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律を改正案の欄、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改めるものであります。これは、法律名が改正されたことに伴い、改正するものであります。

次に、同項中改正案の欄、附則第4条第1項に規定する支援給付の次に、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を加えるものであります。これは、改正法施行時、現に支給給付を受けている中国残留邦人等の配偶者であって、特定配偶者に該当しない者については、引き続き支援給付の対象とするものです。新旧による支給給付対象者を当該規定の対象とするため、関係条文の整理をするものでございます。

次に、5ページ、下から5行目、第10条第3項の現行欄、市規則で定める要件を備えているものの次に、改正案の欄、市長が速やかに市営住宅に入居することを必要と認める者であって、市規則で規定するものを加えるものであります。これは、市営住宅に優先的に先行して入居予定者と決定したものとし、規定の改正によりまず最初にDV被害者、もう1つが犯罪被害者等を追加するものでございます。

最後に、6ページ、最後のページをごらんになってください。改正案の欄、附則で定める施行日でございますが、改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律が平成26年10月1日に施行されていることから、公布の日からとしたものでございます。平成25年12月13日公布。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金澤良司君） それでは、質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） この改正ということ、国の制度が変わった中で条例の変更ということ、よくわかりました。その中で伺いたいのは、この市の市営住宅の戸数、どのくらいあるのかちょっとお伺いをさせていただきたいと思っております。

それと、その入居者の中でひとり親世帯はどのくらい世帯数あるのか、そして今ご説明がありました中国残留邦人等々含めた、DVとか、あるいは犯罪被害、いわゆる特別な入居、そういった方がいるのかいないのか、その3点お願いいたします。

○委員長（金澤良司君） 答弁を願います。

猪瀬建築課長。

○建築課長（猪瀬弘明君） 市営住宅につきましては、25団地、管理戸数675戸を管理しております。

独居関係のことですが、本日は持ってきておりません。それについては、後で資料にて説明をさせていただきます。

あと、DV被害者、犯罪被害者等ということですが、今までかつてそういった近い相談はありましたが、DVに関しましてはそういった施設の証明とかがかなり難しいものですから、DV被害者についてはたどり着けないで、通常一般入居に近いもので入居した場合は、まれにあります。

あと、犯罪被害者等については、今までかつてありません。

以上でございます。

○委員長（金澤良司君） 森委員。

○委員（森 正雄君） わかりました。今入居、特別な入居がないというようなお話をいただきましたけれども、例えば一般的な入居の場合には、選考委員会を通してと思いますけれども、例えば特別な入居者に対してそういった選考委員会は通すのかどうか、そういう経過を経るのかどうかをちょっとお伺いします。

○委員長（金澤良司君） 猪瀬建築課長。

○建築課長（猪瀬弘明君） 選考委員会につきましては、本来は通すべきかと思いますが、筑西市に限りましては、数が限られた募集関係がありますので、新規、新たに建てた、直近だとみどり町関係がありますけれども、ああいった新たな団地については、選考委員会を設けまして、選考委員会に諮っております。

あと、単なる単純な1戸あきにつきましては、順番待ち、あとは多いところ、あくまでもみどり町、玉戸南、岡芹、あと中館の新しい木造住宅、あとは宮本と、こういったものについては抽せん会で行っております。ただし、選考委員会にかけているかというお話ですが、いろいろなこういった母子家庭、寡婦家庭、あとは収入が全くないという方がありますので、はっきり言ったらどの人が一番ひどいのかと、よく課内で検討するのですが、選考委員会にかけないで、あくまでももう全部一列だということで、うち

のほうは今現在対応しております。

以上でございます。

○委員長（金澤良司君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 先ほど特別、いわゆるDVとか犯罪被害者、そういう人たちの特別な入居があると、あった場合ですけれども、そういう人たちは今回ないという回答。例えばそういう人たちが来た場合に、例えばの話をしてあれなのだけれども、来た場合には、特別入居という方法をとると何か面倒くさいことがあるのですか。

○委員長（金澤良司君） 猪瀬建築課長。

○建築課長（猪瀬弘明君） そのために規則関係に今回改めております。今までは内々で、あくまでもDV被害者、あと犯罪被害者等がもし出た場合は、命にも影響するというので、いろいろな課と対応しまして、よく一般質問ではワンストップサービスということで、もうそういった課と課でつなぐと、すぐ連携をとるということを図っております。速やかな入居ということで、今回規則のほうに変えたものでございます。

以上です。

○委員長（金澤良司君） 質疑ございますか。

外山委員。

○委員（外山壽彦君） 2点ばかり聞きたいのですが、1点ずつでいいのですか。

まず最初に、今回の場合は国の条例が変わったことによって筑西市の条例を変えようということですが、懸念されるのは中国マフィア、やくざ者だね、やくざ者が仮に例えば地方に居を構えとなった場合に、当然その審査会を通してどのように例えばそういうものは国のほうからこういうふうにしなさい、ああいうふうにしなさいという通達が来ているのですか。それとも、やはり各自治体にそれはおのおの対応してやらなければならないということなのですか。その辺ちょっと。

○委員長（金澤良司君） 猪瀬建築課長。

○建築課長（猪瀬弘明君） 中国マフィアということにつきましては、今現在国のほうからちょっと来ておりませんので、あと通常市営住宅入居に関しましては、暴力団員等につきましては、警察の照会を行って、通知が来てから支障ないよということで本部のほうから来てから入居の案内をかけております。

以上です。

○委員長（金澤良司君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） 今暴力団関係は一応警察署のほうと連携をとりながらということなのですが、例えば中国マフィアなんていう場合は、警察がどこまでつかんでいるか知らないけれども、そういうことも懸念されるから、今後はやっぱり警察のほうにも筑西市にとってはこういうこともあり得ると困るのでということで、その辺もやはり一応念を押しておいたほうがいいと思いますので、その辺対応をお願いします。

○委員長（金澤良司君） 猪瀬建築課長。

○建築課長（猪瀬弘明君） 茨城県のほうの指導を仰ぎながら業務を進めたいと思います。

○委員長（金澤良司君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） 2つ目、参考のためにお伺いしたいのですが、今回中国関係で中国からの帰国のあれで最優先で、一応こういう条例ができたと思うのですが、北朝鮮もしくは韓国、この辺はどのように現在行われているのですか。それとも、そういうのは全然同じような処遇の方であっても、そういうものは優先的にとかそういうのは別に改まっては条例としては定めていないのですか。

○委員長（金澤良司君） 猪瀬建築課長。

○建築課長（猪瀬弘明君） 今回中国残留邦人等となっております。そちらにつきましても、県のほうに確認しながら行っていきたいと思っております。それで、今現在中国残留邦人及び樺太残留邦人の方々なんかも該当してくるということは聞いております。あと、こういったもし韓国の方とかということにつきましても、係内で確認は行って事務を行っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（金澤良司君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） ぜひその辺もきちんと対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（金澤良司君） 次に質疑ございますか。

小島委員。

○副委員長（小島信一君） きょう時間もありますので、副委員長も伺おうかと思えます。3点ほどきょうは聞かせていただきたい。3番目はちょっと参考になりますけれども、まず1つ目、優先的に入居をさせるという範囲ですね、こういう範囲はこれまでも例があったのかどうか。今回のDVとか中国残留邦人ということですがけれども、それ以外に優先的に入れているという、そういう例があったのかどうか。

それと、2点目は、DV被害者、犯罪被害者を今回優先的に入れるという方向になりましたけれども、このきっかけ、何か法令改正か何かあったのか、それともこれは国の指導があったのかどうか、そのきっかけを説明してください。

あと、3番目は、市営住宅の現在の入居率、どのぐらいになっているのか、よろしくをお願いします。

○委員長（金澤良司君） 猪瀬建築課長。

○建築課長（猪瀬弘明君） 一番最初の質疑ですが、優先入居があるかという質疑ですが、今現在は火災関係で家がなくなった方について、入居希望者の住宅があいていればそこで、あとはもし待機者がいる場合でも優先的には入っております。ただ、今までに過去に数件はあります。

あと、2つ目の説明ですが、質疑ですが、これは法律、当初改正理由に伴う説明ということで、引用条文の法律改正に伴ううちのほうの条例改正、あと茨城県条例改正も3月に行っております。

あと、3つ目ですけれども、今現在市営住宅は675戸管理をしておりまして、入居関係が592戸、87.7%の入居になっております。空き家が83戸ありますが、そこでは案内中が5戸、修繕中が6戸、あと用途廃止、木造の住宅の20年、30年に建てたものがあります。ここは今まで入っております、ここ1年、2年で退去したというものが22戸あいております。こちらについても空き家の中に入っております。残りが、議員さんもみんな知っているかと思うのですが、鷹ノ巣の市営住宅、こちらが今現在50戸あいております。

こちらが今現在建築課にとって一番大きな課題であります。ここをどう生かすか、改修するかということ
を今現在課で検討しております。

以上でございます。

○委員長（金澤良司君） 小島委員。

○副委員長（小島信一君） ありがとうございます。続き、2回目の質疑なのですけれども、優先的な取
り扱いの中に生活保護世帯というのは該当するかどうか、これまでそういった例があるのかどうか。こ
の相談、結構私受けるのですね。生活保護を申請したいのだと、それによって市営住宅の入居を希望した
いのだけれどもという、こういう相談がこれまで何度かありましたので、生活保護世帯が優先的な入居に
なるのかどうか。

あとは、古い住宅ですよ。83戸ありますと、あいていますと。多分古い住宅なのでしょう。我々から
見ても、これは取り壊しが妥当なのではないのかなという、そういった物件も見られるのですけれども、
こういったことに対して予算をとってきちっとやるのか改修するのか、更地にするのか、改修するのか、
もうちょっと明確にお答え願います。

○委員長（金澤良司君） 猪瀬建築課長。

○建築課長（猪瀬弘明君） まず最初の質疑ですが、生活保護については、優先ということでよく書かれ
ていますが、当初説明したように、生活保護受給者は住宅扶助費関係は担当課からもらえます。ですから、
そこで市営住宅を一般で優先するということは、住宅に困らないで民間アパートにも入れるということ
です。ですから、本来は生活保護受給者にとっては、民間アパートに入ってもらおうようにうちのほうは願
いしております。これはなぜかということなのですけれども、市営住宅でちょっと古い、40年、50年代の住宅
はお風呂もありません。お風呂場のスペースがあるだけです。ユニットバス、バランス釜、給湯器まで入
居者が持ち込むということで、かなりお金がかかると。生活保護受給者は、あくまでも預貯金が多額に
ないということが前提かと思えます。これは社会福祉課のほうにもよく話は聞いております。それで、まず
生活保護受給者は、民間アパートに案内してくれないかと、そのほうが入居者の負担にならないのでは
ないのかということです。

あと、2つ目の質疑ですが、古い住宅の解体につきましては、国の交付金関係を利用しまして約半分近
く、約4割、これを交付金対象として行っております。

以上です。

○委員長（金澤良司君） 次、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金澤良司君） 挙手全員です。よって、本案は可決されました。

以上で本日の質疑を終わります。

執行部は退席願います。ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時21分